

「振り込め詐欺」にご用心!

「オレオレ詐欺」未遂事件五條市内で連続発生

最近、五條市内で、教育委員会を装って「ご主人(先生)が生徒を殴ってけがをさせた、今ならお金を支払えば許してもらえる」などと言って現金を振り込ませようとしたいわゆる「振り込め詐欺事件」が連続して発生しました。

いずれも、家族の機転で幸いにも現金は振り込まれず被害を防ぐ事ができました。

1 これらの事例以外にも、オレオレ詐欺は様々な口実を設け、現金の振り込みを要求してきます。

最近の手口は、警察官、弁護士、保険会社社員を装い、「ご主人が交通事故を起こした」「ご主人が痴漢で逮捕された」など、示談名目で現金を振り込ませるケースが増えています。

2 被害に遭わないための対応方法

自分から先に家族の名前を呼ばず、相手から先に名乗らせる。

最近では名前・家族構成・職業を調べて電話をかけるケースが増えていますので、特に注意してください。

相手に家族の氏名・住所などを聞き、本人かどうかを確かめる。

電話を切ったあと、本人・家族・関係者と連絡を取り、事実を確認する。

事実が確認できないときは、絶対に振り込まない。

警察官が示談を勧めることは絶対ありません。相手の警察署を聞き、自分で電話帳を調べてかけ直し、事実を確認しましょう。

「架空請求詐欺」の手口と対策

～被害者の約6割が男性で、特に若年層への有料サイト利用料金請求が最多～

1 最近の架空請求詐欺の手口

請求書に振込先の銀行口座を明記せず、指定の携帯電話番号に連絡させて振込口座を指定するケースや、迷惑メールに記載されたURLをクリックしただけで高額な利用料金を請求するケースなどが増えています。

2 被害に遭わないための対処方法

身に覚えのない請求メールは無視し、請求の電話に対しても断固拒否する。

不審なメールに記載されているURLにはアクセスしない。

相手に直接連絡しない。自分の住所・氏名を教えない。

念のため請求書や請求メールは保存しておきましょう。

問合せ先 市民相談室 ㊦(内線363)

「奈良県少年補導に関する条例」がスタートしました!

～平成18年7月1日施行～

「奈良県少年補導に関する条例」は、少年の非行防止と保護を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的とした、奈良県独自のきまりです。この条例では、少年にとって「非行の入り口」となるような行為を『不良行為』として定めています。

「非行の入り口」となるような『不良行為』とは、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為(刑罰法令に触れるものを除く)をいい、この条例では次の26項目を定めています。

「不良行為(26項目)」

20歳未満の少年について不良行為となるもの

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 喫煙 | ⑩ 暴走行為のおお |
| ② 飲酒 | ⑪ 有害薬物等の濫用・所持 |
| ③ 競輪の車券購入等 | ⑫ 家出 |
| ④ 売春 | ⑬ 暴力団員・暴走族等との交際 |
| ⑤ 粗暴な言動 | |
| ⑥ 刃物等の所持 | |
| ⑦ 金品の不正要求 | |
| ⑧ 金品の無断持ち出し | |
| ⑨ 性的不安を与える言動 | |



19歳未満の少年について不良行為となるもの

- ⑭ サッカーくじ(totoチケット)の購入等

18歳未満の少年について不良行為となるもの

- ⑮ 風俗営業所等への立入り
⑯ デリバリーヘルス等の利用
⑰ デリバリーヘルス等への従事
⑱ 児童買春の相手方となる行為
⑲ 出会い系サイトの利用
⑳ インターネット上の有害情報閲覧等
㉑ 有害図書類・有害がん具刃物類の所持
㉒ 入れ墨を受ける行為
㉓ インターネット掲示板への中傷情報の書き込み等
㉔ 深夜はいかい
㉕ 無断外泊
㉖ 小、中学校等の怠学



少年のみなさんへ

自分自身が犯罪に巻き込まれないためにも、決められたルールを守りましょう。また、喫煙、飲酒などの「不良行為」に誘われても、きっぱり断る勇気を持ちましょう。

奈良県警察